**胃がん検診（胃内視鏡検査）の実施について**

資料２

**１．検査実施にあたって**

　（１）自市町村内の胃内視鏡検査の処理能の検討

　　　自動洗浄機を必要とする胃内視鏡検査は集団検診では対応できないことから、個別検診での実施となる。検査の導入にあたっては、胃内視鏡検査を標榜している医療機関に対してキャパシティ調査等を実施し、胃内視鏡検査の処理能等の現状を把握する必要がある。

　（２）検診の不利益と対策

　　　市町村の行うがん検診（対策型検診）は、限られた資源の中で利益と不利益を考慮し、集団にとっての利益を最大化する必要がある。

　　　＜検診の不利益＞

　　　・胃内視鏡検査の偶発症

　　　・偽陽性・偽陰性

・過剰診断

・胃内視鏡検査による感染

＜対策＞

・偶発症対策の整備

・検診対象者（内視鏡禁忌の者の除外）の設定

・麻酔使用等の制限

・検査医の資格の設定

・ダブルチェックによる判定

・洗浄・消毒方法の指示

各市町村が関係機関と協議の上、検査実施体制、検査医の資格、ダブルチェック方法等精度管理体制について決定する。

**（胃内視鏡検診運営委員会の設置）**

**２．大阪府としての取組み**

**考え方**

胃内視鏡検査を実施する場合には、検診実施条件の検討及び適切な精度管理体制の整備が必要であることから、検査導入に向けて**市町村担当者の胃内視鏡検査に関する知識習得の支援**、及び**検査に必要な各種様式等のひな形を提示**する。

**取組み内容**

（１）市町村担当者向け研修会開催（８月４日に開催済）

　　　講義内容

　　　・胃内視鏡検診　エビデンスと運用

　　　　・対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアルに基づく内視鏡検診の実際

－安全で質の高い内視鏡検査の実現に向けて知っておきたい知識と応用－

　　　　・大阪市における胃内視鏡検査導入に向けた検討状況

　　　　・総合討論（事前質問を基に実施）

（２）市町村への通知の発出（第１回がん検診・診療部会にて審議）

　　　　・がん検診指針及びマニュアルの遵守を依頼する通知の発出（部会長との連名）

（３）各種様式の発出（第２回がん検診・診療部会にて審議予定）

　　　　・問診票等の様式

　　　　・医療機関向けアンケート様式

健　第　　　　　　号

平成２８年 月　　日

各市町村長　様

大阪府健康医療部保健医療室長

大阪府がん対策委員会がん検診・診療部会長

胃がん検診（内視鏡検査）の実施について（依頼）

　日ごろは、本府健康医療行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

　さて、大阪府では、市町村及び検診機関に対し専門的な見地からがん検診の実施方法、その効果及び精度管理のあり方等について適切な実施を推進するため、大阪府がん対策推進委員会がん検診・診療部会を設置し協議を行っております。

　先般開催しました当部会において、大阪府内市町村における胃がん検診（内視鏡検査）の実施体制等について協議した結果、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、趣旨を御理解いただきますようお願いします。

記

＜意見要旨＞

がん検診は、健康な人が対象者であり、健康な人を対象に行う検査には、偶発症の可能性ができるだけ低いことが望まれる。胃内視鏡検査の実施にあたっては、適切な検診実施のための条件及び精度管理体制の整備が必要であるため、大阪府内市町村にて実施する胃がん検診（内視鏡検査）については、「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針について（平成20年3月31日健発第0331058号）」及び「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015年度版（一般社団法人日本消化器がん検診学会）」を遵守すること。

|  |
| --- |
| 問い合せ先  大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課  がん対策グループ　佐藤・橋田・渡部・野口  電　話：０６－６９４４－９１６３  ＦＡＸ：０６－６９４４－７２６２ |

（参考）

・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

　掲載アドレス　<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059490.html>

・対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2015年度版

　掲載アドレス　<http://www.jsgcs.or.jp/importants/archives/10>